

鳥取大学附属図書館及び鳥取県立図書館の 図書館利用の相互協力に関する協定書

- 1 鳥取大学附属図書館（以下「大学図書館」という。）と鳥取県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、両館の利用者等の学習、教育、研究活動に資することを目的に、図書館利用の相互協力（以下「相互協力」という。）に関し協定書を締結する。
- 2 相互協力に関する事項は次のとおりとする。
 - (1) 図書資料の相互貸借に関する事。
 - (2) 図書資料の文献複写に関する事。
 - (3) レファレンス（参考相談・調査・照会等）に関する事。
 - (4) 図書館利用者講座に関する事。
 - (5) 横断検索システムの整備に関する事。
 - (6) 職員の相互交流に関する事。
- 3 両館は、相互協力を推進するに当たり、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 両館の相互協力は、法令、条例及び規則等に抵触しない範囲内で行う。
 - (2) 両館の相互協力は、それぞれの業務に支障のない範囲内で行う。
 - (3) 両館の相互協力をを行う日及び時間は、それぞれの開館日及び開館時間内とする。
- 4 相互協力をを行うための事務取扱については、「大学図書館及び県立図書館相互協力取扱要領」を両館協議のうえ定め、これを所持するものとする。
- 5 この協定書に定めのない事項について、これを定める必要が生じたときは、大学図書館、県立図書館は協議のうえ、定めるものとする。

大学図書館と県立図書館は、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

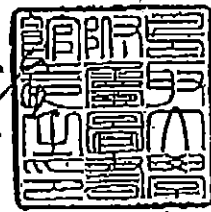
平成14年12月1日

鳥取市湖山町南4丁目101番地

鳥取大学附属図書館

館長

高阪 一



鳥取市尚徳町101番地

鳥取県立図書館

館長

齋藤 明彦

